

# 総務委員会資料

## 1 令和7年第2回定例会提出予定議案の説明

### (1) 【議案第97号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

### (2) 【議案第100号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例（市長の専決処分）の概要

令和7年5月28日

財政局

【議案第97号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料

改正後	改正前
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>附 則 (法附則第15条、附則第15条の8及び附則第15条の9の3に規定する固定資産税等の課税標準の特例等)</p> <p>8 法附則第15条、附則第15条の8及び附則第15条の9の3に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(18) 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(19) 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合 6分の1</p> <p>(20) 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合 4分の3</p> <p>(21)及び(22) 略</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>附 則 (法附則第15条、附則第15条の8及び附則第15条の9の3に規定する固定資産税等の課税標準の特例等)</p> <p>8 法附則第15条、附則第15条の8及び附則第15条の9の3に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(18) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(19) 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合 6分の1</p> <p>(20) 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合 4分の3</p> <p>(21)及び(22) 略</p>

市長の専決処分による川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 地方税法の一部改正について

令和7年度税制改正に伴う地方税法の一部改正（令和7年3月31日公布）により、軽自動車税（種別割）について、税率に係る二輪車の車両区分が見直され、適用が令和7年度以後の課税分（令和7年4月1日施行）とされたもの

(1) 改正背景

- 大気環境保護と国際基準調和の観点から、令和7年11月から総排気量 50cc 以下の原動機付自転車（以下「現行原付」という。）に対し新たな排出ガス規制が適用開始される。
- 現行原付は、新たな排出ガス規制への適合が技術面・収益面から難しいため、同規制に適合する現行原付の生産・販売が困難となることから、警察庁において、総排気量 125cc 以下かつ最高出力が 4.0kW 以下（※）（現行原付と同等レベルに制御したもの）の新たな二輪車の車両区分を設け、これについて原動機付自転車免許でも運転できるよう、令和6年11月13日に道路交通法施行規則が改正（令和7年4月1日施行）された。
- 令和7年度政府税制改正大綱（令和6年12月27日閣議決定）において、軽自動車税（種別割）について、「原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が 125cc 以下かつ最高出力が 4.0kW 以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を 2,000 円とする」ことが明記された。

※ 最高出力 4.0kW 以下の確認方法：国内主要メーカーや改造事業者等が、国土交通省の定める基準に基づき、最高出力抑制装置の試験を実施・確認し、原動機への表示（シールの貼付等）を行う。

(2) 改正内容

	地方税法（改正前）		【参考】 道路交通法施行規則の車両区分	地方税法（改正後）		【参考】 道路交通法施行規則の車両区分
	総排気量	税率		総排気量	税率	
原動機付自転車 (二輪のもの)	50cc 以下	2,000 円	一般原動機付自転車 (原付免許で運転可)	50cc 以下	2,000 円	一般原動機付自転車 (原付免許で運転可)
	50cc 超 90cc 以下			50cc 超 90cc 以下		
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円	普通自動二輪車	90cc 超 125cc 以下	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     125cc 以下かつ 最高出力 4.0kW 以下                 </div> 2,000 円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     一般原動機付自転車 (原付免許で運転可)                 </div>

### 【原動機付自転車の例】

(総排気量 50cc 以下)



ベンリィ



タクト

(総排気量 125cc 以下)



PCX



CB125R

最高出力を 4.0kW 以下に制御することにより、  
 ・原付免許での運転が可能となる。  
 ・軽自動車税(種別割)の税率が 2,400 円から 2,000 円となる。

(出所)「二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会報告書」(警察庁)を加工して引用

## 2 市税条例の改正について

### (1) 改正内容

地方税法の一部改正法において、軽自動車税(種別割)の税率に係る二輪車の車両区分が見直され、所要の整備が行われたことから、市税条例の関係規定について同法(上記1(2))のとおり、所要の整備を行ったもの

### (2) 施行期日

令和7年4月1日

## 3 その他

### ○ナンバープレートについて

原動機付自転車の税率区分		
総排気量	税率	ナンバープレート
50cc以下 <small>【追加】総排気量125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下</small>	2,000円/年	白
50cc超 90cc以下	2,000円/年	黄色
90cc超 125cc以下	2,400円/年	桃色

(出所)「全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議の資料」(総務省)を加工して引用

### ○広報について

- ・市ホームページの更新(4月1日実施)
- ・市税事務所でのチラシの配架(4月1日実施)
- ・市政だよりへの掲載(5月号)
- ・納税通知書へのチラシの同封(5月9日発送)
- ・市税のしおりへの掲載(6月発行予定)

## 川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u></p> <p><u>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)</u>又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>オ 略</u></p> <p>(種別割に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第70条</p> <p>3 第1項の申告書を提出した者は、当該軽自動車等について次の各号に掲げる事項のうち1以上の事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に当該変更があった事項について、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 第64条第1項第1号ウに規定する原動機付自転車にあっては、原動機の最高出力</u></p> <p><u>(9) 軽自動車又は2輪の小型自動車にあっては、車両番号</u></p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの _____ 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>_____</p> <p><u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの _____ 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u></p> <p><u>エ 略</u></p> <p>(種別割に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第70条</p> <p>3 第1項の申告書を提出した者は、当該軽自動車等について次の各号に掲げる事項のうち1以上の事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に当該変更があった事項について、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>_____</p> <p><u>(8) 軽自動車又は2輪の小型自動車にあっては、車両番号</u></p>